

北本市教育委員会 令和3年第3回臨時会会議録					
1 日 時	令和3年12月9日(木) 午前8時30分から9時13分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	神子修一				
4 出席した委員の 氏 名	一 大保木道子	二 委員 安田美詠子	三 委員 久保田篤正		
	四 委員 加藤 潤一	五 委員 若山 晋			
5 欠席した委員の氏名	櫻井教育総務課長				
6 説明のため出席 し た 職 員	大竹教育部長、和泉学校教育課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉田文化財保護課長				
議案及び報告件名	議事の大要				
1 開会の宣言	神子教育長： 北本市教育委員会第3回臨時会を開会する。				
2 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の久保田委員にお願いする。				
3 非公開案件の発議	神子教育長： 本日の案件は、議案が1件である。なお、本日の教委議案第48号については議会に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。				
	— 全員、異議なしの声 —				
	神子教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。				
4 非公開審議	神子教育長： 非公開審議に入る。				
(1) 教委議案第48号「令和3年第3回北本市議会定例会の一般質問について」	神子教育長： それでは、教委議案第48号「令和3年第3回北本市議会定例会の一般質問について」、大竹教育部長より、説明をお願いする。 大竹教育部長： (教委議案第48号の説明) 神子教育長： 教委議案第48号について、質疑はあるか。				
	大保木委員： 滝瀬議員の質問は所信表明を求めている。 教職員の負担が増えているというものは、全国的な問題であり、課題解決は難しい。 タブレット型端末の活用方法については、このようなコロナ禍で活用が始まり大変であるが、逆に若い職員は使い方に慣れて育ってきており、更なる学習成果を求められるという				

ようなニュアンスを入れるべき。

民間での経験をどのように教育行政に活かしていくのか、については、教育の世界では当たり前とされている内容について、これまでの民間での経験を活かして、本当にこれでいいのか、そのスピードで進めることでいいのかという視点で改善を図っていきたいということをふまえた方が良い。

また、言い回しであるが、表現が強い部分があるので、同じ内容を伝えるにせよ、柔らかい表現が良いと思われる。

大竹教育部長： いただいているご意見を踏まえて再検討したい。

神子教育長： 民間での経験について答える答弁について、「なぜそうなっているのか」ということをよく考えるべきだと言っているので、その点を答弁に反映していきたい。

安田委員： 栄小学校の跡地については、市に返還されたのではないか。管理をまだ学校教育課で行っているのか。

和泉学校教育課長： 栄小学校の施設設備の管理は、旧栄小学校内に教育センターがあり、教育センターを所管しているのが学校教育課であるという理由で、学校教育課が総務課より委託されている。

安田委員： 西小学校の給食を旧栄小学校の給食室で作り、西小学校に運んでいるということを聞いているが、旧栄小学校の給食室の管理もしているのか。

和泉学校教育課長： 給食室の管理については教育総務課であるので、連携しながら行っている。

安田委員： 今現在、医療的ケア児は市内の小中学校に在籍しているか。

和泉学校教育課長： 現在は、市内小中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒は在籍していない。

安田委員： お茶屋遺跡については、埋戻しを行ったと聞いているが、今後も発掘調査を続けていくのか。

吉田文化財保護課長： 以前に実施した調査部分はほんの一部の部分で、全体を調査する必要があり、地権者の方と調整を行ってまいりたい。

若山委員： 学習用端末やタブレット端末という文言が答弁の中に出てくるが、使い分けていないのであれば統一した方が良い。

	<p>大竹教育部長： 文言を整理する。</p> <p>加藤委員： ジェンダー平等は、社会的にどう包摂していくかの段階だと思うので、少し表現を柔らかくした方がいいのではないか。 また、ICT機器の活用では、不登校児童生徒への対応は、ICT機器による自宅学習が出来るようにすれば良いわけではないと考える。 色のバリアフリー化については、具体的に表現を行って説明する方がわかりやすいのではないか。</p> <p>大竹教育部長： 答弁骨子なので答弁を要約しているが、実際の答弁では説明が入っている部分がある。 また、答弁作成の際に議員とやり取りする中で、質問要旨とずれる部分がある。</p> <p>久保田委員： 今回、通学路に関する質問が多いが、PTA活動の中でも通学路の危険個所の確認を行っている事例がある。 以前、PTAで危険個所の写真を撮影し地図を作製してヒヤリハットマップとして全生徒に配布し、校内に貼り出した。 具体的な内容を必要であればお伝えいただきたい。 色のバリアフリーについてだが、現在本市内に色覚障害のある児童生徒はいるのか。</p> <p>和泉学校教育課長： 現在どれくらいいるのかは把握できてはいないが、データによれば、生徒の中には数パーセントいると言われている。 昔は4年生の段階で色覚検査を実施していた。 現在は法律が変わり必須項目では無くなったが、学校では、チョークの色を赤ではなく黄色を使う等、配慮している。</p> <p>神子教育長： 教委報告第48号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第48号については、可決する。</p> <p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会第3回臨時会を閉会する。</p>
5 閉会の宣言	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。

令和3年12月23日

教育長職務代理者

神子 久子

署名委員

久保田 審正

書記

落合 元

